

平成29年第7回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年8月29日(平成29年8月25日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成29年9月11日(月) 午前 9時30分
散会 午前 9時49分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	中村 昌史	10 番	清水 優文

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成29年第7回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成29年9月11日(月) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第95号 平成28年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第96号 平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第97号 平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第98号 平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第99号 平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第100号 平成28年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第101号 平成28年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第102号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第103号 指定管理期間の変更について

議案第104号 邑南町立障害者支援施設及び障害児入所施設条例の廃止について

議案第105号 財産の無償譲渡について

議案第106号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

議案第107号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第4号について

議案第108号 平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第 1 0 9 号 平成 2 9 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算
第 2 号について

議案第 1 1 0 号 平成 2 9 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号に
ついて

議案第 1 1 1 号 平成 2 9 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 1 1 2 号 平成 2 9 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 1 号について

平成29年第7回 邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成29年9月11日(月)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番、中村議員、10番、清水議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第95号から議案第112号までの質疑を行います。

- 議長(山中康樹) 議案第95号からの、から議案第101号までの質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際はあらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第95号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第95号の質疑を終わります。続きまして、議案第96号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第96号の質疑を終わります。続きまして、議案第97号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第97号の質疑を終わります。続きまして、議案第98号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第98号の質疑を終わります。続きまして、議案第99号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第99号の質疑を終わります。続きまして、議案第100号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第100号の質疑を終わります。続きまして、議案第101号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第101号の質疑を終わります。続きまして、

議案第102号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第102号の質疑を終わります。ここで、お謀りをいたします。議案第103号から議案第105号につきましては瀧田議員、宮田議員、日野原議員、辰田議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により瀧田議員、宮田議員、日野原議員、辰田議員を除斥したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、瀧田議員、宮田議員、日野原議員、辰田議員を除斥することに決定をいたしました。瀧田議員、宮田議員、日野原議員、辰田議員の退場を求めます。
- 議長(山中康樹)** それでは、議案第103号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第103号の質疑を終わります。続きまして、議案第104号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第104号の質疑を終わります。続きまして、議案第105号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第105号の質疑を終わります。以上で、議案第103号から議案第105号の質疑が終わりました。ここで、退場されております瀧田議員、宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。

- 議長(山中康樹)** 続きまして、議案第106号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第106号の質疑を終わります。議案第107号から議案第112号までの質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページを示してこれを行っていただきますようお願いいたします。はじめに議案第107号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 大屋議員(大屋光宏)** 7番。

- 議長(山中康樹)** 7番。

- 大屋議員(大屋光宏)** まずページが24、25ページのアグリサポートおーなんに関する出資金について。これ、ちょっと個別にも聞いたんですが、出資をしてもいいか。という議案が必要ではないかと思うんですが、その、それが必要でないという理由。あの、出せる根拠であるとか、この予算書だけで大丈夫である。という理由を教えてください。で、あわせて30、31ページの教育総務費の教育魅力化推進事業費について。これは、あの、高校魅力化事業の小中学校への拡大というものの一環なんだと思います。で、魅力化推進事業を行うにあたっては地域の協力であるとか関わりが必要だと思うんですが、それを最

最終的に制度化したような、あの、コミュニティスクール、地域運営学校というものについて、その、邑南町はどのように考えているか。えと、魅力化とあわせて必ずしも全国でやってるわけじゃないですが、かなり小中の中でコミュニティスクールって地域との関わりを大事にするためにコミュニティスクール化というのが出てるんですが、そのへんに対する考えを教えてください。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、出資金の議決の件についてお答えいたします。ええ、出資金に、町が出資金をする場合は地方自治法 9 6 条第 1 項第 6 号に基づき議決が必要ではないかというご質問かと思います。これにつきましては、地方財務実務提要上も現金を出資する場合は、予算に計上することによって議決の対象とすることができるというふうにかかれておりますので、これを根拠に今回補正予算に計上することによって議決案件として扱えるものというふうに考えております。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) あのお、コミュニティスクールの件ですけども、島根県では出雲市が全域でそういう取り組みをしているというふうに聞いております。全県的にはあのお、あまり島根県は多くの学校が取り組んでいるということではありませんけども、ええ、そういう考え方というのは、ええ、島根県、いろんなところで取り組みがされているというふうに思っております。例えば、あのお、学校評価委員がそれぞれの学校地域に、ええ、まあ、選んでそこで学校の考え方を 4 月当初、5 月学年度初めに説明をして、そして学校にいろんなかたちでできていただいて、最終的に評価をしていただくというようなかたちもっておりますし、それから、中身的には地域の皆さんの力を借りていろんなまあ取り組みをしておりますので、その制度そのものというよりは実態としてはそういうかたちに近づいているのではないかなあというふうに思っております。ただ、あの、魅力化を進める上でいろんなまあ、考え方を保護者だけでなく地域の方と一緒に考えてもらったり、あるいは考え方を共有していくというその考え方は大変必要だというふうに思っておりますので、制度そのものということを取り入れるかどうかということよりは、そういう実態として進めていきたいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(山中康樹) 7 番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ええと、会計のほうの関係なんでちょっと、地方財政なんか何とかですね。で、いってことなんですけど、結局あのお、補助金とかいろんなことにしても出す根拠があってそれに基づいて予算書ができて、えと、議会としても補助金の交付、関する条例とかを承認しているのでそれに基づいて出すんだろっていうことがわかるんですけど、出資に関しては結局どういう相手にどういう理由で出せるっていう根拠がないんだと思います。地方自治法上でも出資することはできるけどそれ議決案件となつてればやはり議決をしなければ今回でも、合同会社がどんな会社でなぜ邑南町が出資していくら出すかというのがわからないんだと思います。予算書に書いてあることでいい

ということになれば、仮に例えばここに三つぐらいの案件があつて総額いくらであつたときに、じゃあどこにそれぞれの会社にどういう理由でいくらずつ出すかというのはわからないので、書いてあつてわかつてこれはあのお、この部分については流用が可能であれば結果的にその執行部の裁量権で根拠なく移せるってことになれば、やはり出資ということで債権を持つのであれば議会の議決をしなければいけないと思うんですが、その地方自治法とか町の条例以外のところが根拠に出てくるというのはそれは議員も皆さん知ってるわけじゃないので、それが根拠になる理由をもう一回教えてもらいたいです。それと、コミュニティスクールについては確かにあのお、皆さんがほぼそれに近いかたちをやってますし、制度ではないですが。といわれるんですが、若い、現在の保護者とか今から子どもを小学校、中学校に送り出す保護者の人達が、あのお、学校に関わるためにもコミュニティスクールっていう制度化をきちんとしたほうがいいのじゃないか。今のかたちで地域と関わることはできるけど、その地域という中にほんとに若い人達が入れて意見がいえらかってことを思えば、コミュニティスクールっていうのは今からの保護者にとっては魅力的に感じるのじゃないのかなあと思うんです。あのお、魅力化の事業の推進と一緒に検討していただければ嬉しく思います。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) はい、ええと、まあ、根拠というところになりますけど。まずはですね、地方公共団体が出資すること自体は法律上特段の禁止規定がありませんので制限はされておられません。そのためここで予算に計上することによって、公共性の有無をこちらのほうで判断していただくことになろうかというふうに考えております。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) あのお、今はそこまで厳しくということはないんですけども、以前示されたコミュニティスクール事業は、いわゆる教員の人事も含まれていたために、島根県ではそういうことが本当に必要なかどうかというような判断もされて、まあ、島根県は中々進んでいなかったというのが実情だというふうに思っております。ただ、あのお、文科省もそこがコミュニティスクールの進まないまあ、一番の原因じゃないかということで、そこはまあ、緩やかにしたということもあります。それから、あのお、魅力化を進める上で保護者も含めた地域の皆さん方に学校のあり方を含めて協力体制をつくっていくということは非常に必要だというふうに思っておりますので、かたちということだけでなく、そういうかたちがまあ、邑南町に合ったものがないかということは検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのお、出資ができることの根拠についてはこれ以上は事務的な話なので私にはわからないので、これで間違いがなければここで審議をすればいいということであればいいのかなあと思います。で、コミュニティスクールはあのお、確かにあのお、人事権の問題があつて進んでなかったですけど、今は緩やかというか教育委員会が定めた

範ちゅうに関してのみ人事に関して述べる事ができるってことでかなりあのお、制度が変わったんだと思います。そのあたりがあのお、徹底されてなくていまだにあのお、初期の形で抵抗感があのお、全体的に強いのかなあと思いました。あのお、議会でコミュニケーションの話が出たことがなかったので、一度聞きたいという思いもあって質問しました。あのお、是非、魅力化の推進とあわせて検討していただければと思います。

●議長(山中康樹) 答弁はいいですか。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) はい、あのお、検討をしてみたいと思います。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) あのお、最初に申しあげましたあのお、地方財務実務提要でございますが、こちらのほうは、総務省の外郭団体がつくっておる書類でございます。で、こちらのほうはまあ、ある意味、行政実例的な事例が載っておりまして、これに基づいて我々は是々非々で判断してやっておるところでございます。

●議長(山中康樹) えー、他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第107号の質疑を終わります。議案第108号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第108号の質疑を終わります。続きまして、議案第109号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第109号の質疑を終わります。続きまして、議案第110号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第110号の質疑を終わります。続きまして、議案第111号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第111号の質疑を終わります。続きまして、議案第112号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第112号の質疑を終わります。以上で議案第95号から議案第112号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で本日の日程は、すべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

—— 午前9時49分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員